

議案第81号

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年 9月10日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(つくば市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 つくば市国民健康保険税条例(昭和63年つくば市条例第114号)の一部を次のように改正する。

附則第10項中「又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」を「又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」に改める。

第2条 つくば市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

附則第10項(見出しを含む。)中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第13項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「法附則第35条の2第6項の株式等」を「法附則第35条の2第5項の一般株式等」に、「法附則第35条の2第6項に規定する株式等」を「法附則第35条の2第5項に規定す

る一般株式等」に改める。

附則第14項を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条,第5条,第7条及び第20条の規定の適用については,第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と,「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と,同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と,第20条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第15項及び第16項を削り,第17項を第15項とし,第18項を削り,第19項を第16項とし,第20項を第17項とする。

附則第21項中「配当所得」を「利子所得,配当所得及び雑所得」に改め,同項を附則第18項とする。

附則第22項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は,公布の日から施行する。ただし,第2条の規定は,平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 第2条の規定による改正後のつくば市国民健康保険税条例の規定は,平成29年度以後の国民健康保険税について適用し,平成28年度分までの国民健康保険税については,なお従前の例による。